

通告2番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。  
福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回は、投票率の向上と化学物質過敏症についての2点、お伺いいたします。

まずは投票率の向上についてであります。

平成30年11月執行の和歌山県知事選挙では、当市の投票率は30.94%、また、平成31年4月執行の和歌山県議会議員一般選挙では36.57%と、県下最低の投票率となっております。この低投票率につきましては、さまざまな要因が考えられますが、一概に行政の取り組みだけを検証するだけでは打開策にはつながらないと理解していますが、今月には参議院選挙が控えておりますので、選挙管理委員会においては、市民の皆様の関心を高めていただけるよう一層推進していただきたいと強く感じているところです。

そこで1点目、投票率向上へ向けた選挙時及び選挙時以外の時間に取り組んできた投票率の向上の対策等についてお答えください。

次に2点目、県下最低となった県議会選挙の投票率について、選挙管理委員会の所見と投票率が上がらない原因はどのように考えているのか、お答えください。

次に3点目、公職選挙法の一部改正により、選挙年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これにより若い世代が政治に参加することができるようになりました。そこで、両選挙のそれぞれの10代、20代の投票率についてお答えください。

次に4点目、全国的に同じような課題を抱えている中、投票率向上への対策については、地域の実情を踏まえたさまざまな取り組みが行われております。総務省において投票環境向上に向けた取り組み事例集が公表されておりますが、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力化、有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置、移動期日前投票所の設置など、工夫した取り組みが展開されています。岩出市としても、期日前投票が増加していると聞いておりますが、両選挙の期日前投票率と全体から見た期日前投票率の割合についてお答えください。

次に5点目、和歌山県知事選挙では、当市の投票率は30.94%と申しましたが、このままでいくと投票率が下がり続けていくということになりかねないと思います。投票率向上のため新たな施策に取り組む必要があると思いますが、今後どのような

取り組みを考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 福岡議員の投票率向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目の選挙時及び選挙時以外の取り組んできた対策についてでございますが、選挙時では、選挙期日や期日前投票所の制度の周知、これに重点を置いて啓発に取り組んでおります。まずは啓発チラシを作成し、新聞折り込みによる各戸への配布、また市内放送やメール配信サービス、市の広報紙やウェブサイトの活用、公共施設への懸垂幕・横断幕・のぼりなどの掲出、公用車への選挙期日を周知するマグネットシートの張りつけ、また広報車での啓発音源放送による巡回、また商業施設での啓発物資配布による街頭啓発等々を行っております。

次に、選挙時以外では、若者の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されている中、主権者教育の充実が重要であると考え、学校現場において模擬投票などを行う出前講座、これを県の選挙管理委員会が実施する出張県政お話講座、これを活用して実施しております。実施に当たっては、選挙で実際に使用する投票箱や記載台、投票用紙の枚数を数える計算機なんかも使用し、これらに実際触れていただくことで、選挙を身近なものに感じてもらえるよう工夫をしております。また、投票率について、岩出市の現状を知っていただくため、県内他市との比較や投票所ごとに比較した資料、こういうのを作成し、市政懇談会や区自治会長会議などで周知に努めてございます。

次に2点目、県議会議員選挙の投票率についての所見と原因についてであります。県議会議員選挙は、市長選挙や市議会議員選挙と同様、岩出市を1つの選挙区として執行される身近な選挙でありながら、年々投票率が低下していることは非常に残念であり、憂慮すべき問題であると考えてございます。原因として考えられることは、選挙の争点、また当日の天気、こういうものにも左右されますが、投票率が低いとされる若年層の比率が岩出市は高いということ、こういうことも影響していると考えます。そのほか投票率が低い理由として、一般的には政治への無関心、政治への不信、支持対象がない、投票しても何も変わらないという諦めなどを理由とする方々が年々増加していると言われていたところでもあります。

次に3点目、10代、20代の投票率についてであります。年代別の投票率につきましては、市全体の投票率に近い1つの投票所、これを抽出して調査を行ってござ

います。その調査結果で申し上げますと、まず、平成30年度に執行されました県知事選挙では、10代が23.68%、20代が14.29%、次に31年に執行されました県議会議員選挙では、10代が20.78%、20代が19.22%となっております。他の年代と比べても低くなっているという状況でございます。

次に4点目、期日前投票についてであります。その割合につきましては、まず平成30年度の県知事選挙の有権者に対する割合は9.70%、対投票者、実際投票された方の中での期日前投票の割合です。対投票者は31.34%となっております。次に、31年の県議会議員選挙で申し上げますと、有権者が10.34%、対投票者で申し上げますと、28.28%となっております。期日前投票については、制度の周知、これが図られてきたこともあって、利用する人の数は年々増加の傾向にございます。

最後に5点目、今後の取り組みについてであります。投票率の向上につきましては、一朝一夕で解決する問題ではなく、地道な活動を継続して行うことが必要であると考えてございます。これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、先ほど議員からご提言もいただきました総務省の示す事例、また他市町村の状況も参考にさせていただき、岩出市として取り入れられるものは取り入れ、また改善すべきものは改善しながら、効果的な啓発活動に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 先ほども申し上げましたが、今月には参議院選挙が控えております。これ以上投票率を下げることはできないと思いますので、投票率向上対策について再質問いたします。

3点目について、若年層への投票率向上への対策については、かかわりを持つということで、関心を高めていただくことが大切であると考えています。

そこでお尋ねいたします。出前講座等を実施していると聞いておりますが、岩出市内では、那賀高等学校がありますので、若年層への投票率向上対策として、どういう活動をされているのか、お答えください。

次に4点目について、先ほどの答弁で、期日前投票率がアップしているとのことでしたが、現在、岩出市の期日前投票所は市役所のみであり、例えば、あいあいセンターでの開設や、先ほども総務省の事例を出させていただきましたが、有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置や投票所に行くことができない高

齢者の対策の1つとして、車による移動投票所を設けるなどの整備ができないのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 福岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、若者向けの取り組みということであったかと思えます。

まず選挙時では、衆議院の解散などの急な選挙以外では、若い世代の方に選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所づくり、これを目指して、18歳から30歳代までの方を対象に、投票所での立会人の募集をしております。立会人の経験をすることで選挙を身近に感じ、関心を持っていただくきっかけになっていると、このように考えてございます。

また、小さなお子さんを持つ保護者、この保護者の投票を促すことを目的として、折り紙やしゃぼん玉といった子供向けの啓発物資、こういうのも作成し、保育所や幼稚園を通じて配布し、家庭に持って帰って親御さんに見せていただくというような取り組みも行っております。

また、選挙時以外では、満18歳となって初めて選挙人名簿に登録された人、この人全員に投票に参加できるようになったことのお祝いとその権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使ってほしいというメッセージを記したはがき、これをつくらせていただいて、はがきを発送して、選挙への関心を高める啓発に努めております。明るい選挙のイメージキャラクター「めいすいくん」が、あなたが主役ですというふうに訴えかけるものとなっております。

そのほか先ほど申しあげました出前講座につきましては、高校生も対象とされているところで、岩出市内的那賀高校では、毎年、2年生を対象に実施しているところでございます。

もう1点、期日前投票所の増設や移動投票所の実施の考えはということであったかと思えます。

期日前投票所の増設や移動投票所の実施につきましては、選挙管理委員会といたしましても検討してきたところでありますが、商業施設等への設置については、岩出市には適当な施設がないということ、次に、移動投票所については、高齢者などの移動手段がない人への対策というよりは、投票所の統廃合に伴う僻地対策という側面が大きいという、こういうこともありまして、現在のところ実施する予定はございません。

しかしながら、先ほど答弁いたしました、期日前投票の利用者が増加傾向にあることから、期日前投票所の増設については、やはり引き続き検討すべき課題と捉えているところであり、投票日当日の投票時間の見直し、また投票所の統廃合、こういうのもあわせて総合的に検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、化学物質過敏症についてお伺いいたします。

現在、私たちの社会は、さまざまなアレルギーに悩まされております。アレルギー疾患は国民の約5割が罹患する国民病であると言われており、花粉症などアレルギー疾患は年々増加しております。そんな中、住民の方から化学物質過敏症により悩まされているとの相談を受けました。化学物質過敏症とは、何らかの化学物質に対して突然発症すると言われ、頭痛や目まい、吐き気といった多岐にわたり、日常生活に支障を来すものであり、原因ははっきりしないことから、いつ、誰もが化学物質過敏症になる可能性があると言われております。相談を受けたときも、帽子にマスクといたいでたちで、日常生活に支障を来し、大変苦しんでいる様子で、心を痛めたところであります。

そこで1点目として、岩出市においては化学物質過敏症の患者の方の実態数について把握しているのか、お伺いしたいと思います。

そして2点目として、現在の社会において、根本的な解決が難しい状況である中、こういった症状で苦しんでいる方がいるということを啓発して、市民理解を深めていく取り組みも必要ではないかと考えていますが、市の考えをお聞かせください。

次に3点目は、受動喫煙に対する対策として、2020年4月から健康増進法の一部改正が全面施行されますが、学校、病院といった行政機関については、本年7月1日から敷地内禁煙が義務づけられたところであります。

子供や喫煙習慣のない方にとっては、受動喫煙を完全に防げることであり、大変喜ばしいことであります。しかし、一方で、喫煙される方に対しても、一定の配慮が必要であり、厚生労働省が発表している健康増進法の概要に、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができるという注意書きが示されていることから、対応が大変難しいと思われれます。

そこで、本年7月1日から岩出市における対応についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。市役所庁舎、総合体育館、あいあいセンター、各公民館において、どのような対応となるのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員ご質問の化学物質過敏症について、1点目、2点目についてお答えさせていただきます。

まず1点目、患者数を把握しているのかについてお答えします。

化学物質過敏症とは、身の回りにあるさまざまな製品に含まれる微量の薬物や化学物質が原因で、身体的・精神的な症状があらわれるもので、個人差が大きいと言われております。化学物質の摂取所要量と同様に、発症原因や症状、その進行、回復速度や度合いも多種多様でございます。

また、症状については、化学的・疫学的な立証を経たものが少なく、さらに微量の化学物質が多彩な症状を引き起こしているという客観的な証拠がなく、化学物質過敏症と診断されることも難しい現状があります。

そのような中、正確な患者数を把握することはできていません。しかし、岩出市においても化学物質過敏症で相談に来られる方はおられます。市としましては、その方の事情を配慮して、体調により電話やファクス、来所による相談を実施しております。

次に2点目についてですが、啓発していく考えはについてです。

化学物質過敏症は、強い香料などに反応する臭覚過敏や神経質な人と認識されがちであります。香料を控えたり、適量以下なら大丈夫と受け取られてしまうところがあります。しかし、定量以下のほんのわずかな化学物質に対しても、繰り返し体調不良を引き起こす病気であり、誰でも発症リスクがあることなど、正しい知識が周知されることが望ましいと考えております。

市民への啓発については、市広報に化学物質過敏症も含んだアレルギー疾患についての特集を掲載するなど、周知啓発に努めていきたいと考えてございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 福岡議員ご質問の3点目、受動喫煙対策について、市役所の対応はということで、市役所の庁舎、総合体育館、あいあいセンター、各公民館について、お答えいたします。

受動喫煙対策については、健康増進法の改正に伴い、施設管理者は望まない受動

喫煙を防止するために必要な措置を講じなければならないとされております。

あいあいセンターにつきましては、本年4月1日から既に敷地内禁煙としております。市役所の庁舎につきましては、7月1日より駐車場を含めた敷地内禁煙となっております。ただし、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、望まない受動喫煙を防止する屋外喫煙所を3カ所設置しております。各公民館、総合体育館及び市立体育館の屋内につきましては全室禁煙としておりますが、7月1日から敷地内全面禁煙となる第1種施設とはなっておりません。現在、屋外に灰皿を設置し、望まない受動喫煙防止の観点から、出入り口から離れた場所に設置しておりますが、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、設置場所の再検討等を行うなど、受動喫煙の防止に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 岩出市においても相談に来られている方がいるということで、正しい知識が周知されることが望ましいという認識をお持ちをいただいていることですので、1点お伺いいたします。

市の広報で周知・啓発に努めていきたいとのことですが、さらに化学物質過敏症について、啓発を広げていく方法の1つとして、ポスターやチラシ、市のウェブサイトを利用し、市民の方への啓発していく考えはのでしょうか。

また、市の職員の方に対しても研修等により、啓発していく考えはあるのかどうか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 広報に掲載していただけるのかというご質問等について、お答えさせていただきます。

まず、職員の周知につきましては、化学物質過敏症についての情報共有をしてまいりたいと考えてございます。

なお、チラシ、ポスターについては、現在のところ考えてございませんが、市の広報同様、市ウェブサイトにおいては周知・啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。